建築物のエネルギー消費性能の適合性判定等に関する要領

平成29年4月1日　決定

平成30年3月7日　改正

令和元年11月16日　改正

令和3年4月1日　改正

令和6年4月1日　改正

令和7年4月1日　改正

（目的）

第１条　この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号。以下「規則」という。）の規定により神戸市長（以下「市長」という。）が行う判定等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要領における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1)適合性判定　法第11条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。

（取り下げ届）

第３条　建築主は、適合性判定の申請を取り下げようとする場合は、取り下げ届（様式第１号）を市長に提出するものとする。

（計画の変更及び軽微な変更）

第４条　計画の変更（法第11条第２項及び法第12条第３項の規定に基づく変更をいう。以下この条において同じ。）に係る部分の床面積並びに軽微な変更（規則第５条（規則第９条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく軽微な変更をいう。以下この条において同じ。）に係る部分の床面積の取り扱いは次のとおりとする。ただし、基準省令第1条第1項各号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更面積に係る部分の面積とする。

（1）外皮の変更　住宅部分にあっては変更する外皮を有する住戸の床面積の合計、非住宅部分及び住宅部分の共用部分にあっては変更する外皮を有する階の床面積の合計とする。

（2）建築設備の変更　0㎡とする。

2　建築主は、規則第13条の規定により軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求めようとする場合は、軽微変更該当証明申請書（様式第２号）に市長が必要と認める図書を添えて市長に提出するものとする。

3　市長は、前項の申請が軽微な変更に該当するときは、軽微変更該当証明書（様式第３号）を交付するものとする。

4　前条の規定は、計画の変更及び軽微な変更において準用する。

（報告の徴収）

第５条　法第15条に基づく報告の徴収は、状況報告書（様式第４号）に市長が必要と認める図書を添えて行うものとする。

（基準適合命令等）

第６条　法第13条の規定による基準適合命令等は、基準適合命令書（様式第５号）により行う。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、判定等に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年３月７日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年11月16日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。